

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(報告)

令和元年11月29日付け阪空安第17号「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(嚴重注意)」により指示を受けた原因調査および再発防止策について、下記のとおり報告致します。

記

1. 事態の概要

令和元年5月1日18時頃、遊覧飛行を実施した機長が運航規程に定められた飛行開始前のアルコール検査を失念した。当該機長は5回連続飛行の内の3回目の飛行中に失念したことに気がついたものの、既に飛行してしまっていることと、その当時のヘリポートの運用時間中の予約が詰まっているため途中で中断できないと判断し、飛行を予定どおり5回実施したのちに着陸し、アルコール検査の失念を運航部長に報告するとともに、立ち会い者の元でアルコール検査を行った。このときアルコールは検出されなかった。

当該機長は、当日昼頃の写真撮影飛行の準備中と飛行終了後にそれぞれアルコール検査を実施しており、そのいずれにおいても立ち会い者が数値0.00mg/Lを確認していたことと、その後は他の機長が行う遊覧飛行の地上作業員として乗客の誘導等に従事していたことなどからアルコールを摂取していないことは明らかであったが、運航規程に定められた一連の飛行と見なされる飛行間2時間の制限を超えていたため、夕方の遊覧飛行の準備中に規定で定められたアルコール検査を実施すべきであった

2. 嚴重注意を受けての再発防止策

(1)アルコールに関する教育について、検査目的が適切に伝わっておらず、運航乗務員の理解の徹底が十分でなかった。

「原因調査」

- ①事案発生当時はほとんどの従業員においてアルコール検査の目的が「単に酒気を帯びているかどうかの確認である」という意識にとどまっていた。
- ②アルコール検査の失念に気づいた時もすぐに運航部長に報告せず、以降も2回遊覧飛行を続けたことは、当該機長が元々アルコールを受付けない体質であるため「自分は検査を行わなくても問題ないであろう」と安易に考えていたことによる。

「再発防止策」

- ①会社の代表取締役が運航部長に対しアルコール検査の重要性について注意、訓話した。
- ②運航部長が全従業員に対し、アルコール検査は単なる酒気の確認ではなく、運航規程を遵守し、航空機を安全に運航するものとしての社会的責任であることを通達した。
- ③全従業員にアルコール検査の重要性、関係規則、実施方法等の教育内容が確実に付与されていることを確認するためテスト形式により効果測定を行った。なお、今後においても安全管理規程に基づく教育を行い、その都度理解度の確認のため効果測定をおこなっていく。

(2) 運航規程に定めたアルコール検査の手順を規定しているものの、運航乗務員に対しアルコール検査の実施時期が十分に理解されていなかった。

「原因調査」

- ① 事案発生当時、アルコール検査の実施時期は具体的に決められていなかったため、機体に乗り込む直前でも良いと、運航乗務員、運航管理担当者、立ち会い者は思っていた。
- ② 接客担当から飛行開始を早めることを依頼された機長は、飛行のコース・内容確認に注意が集中し、アルコール検査を失念した。
- ③ 運航管理のチェックリストにアルコール検査の具体的な項目がなかった。

「再発防止策」

- ① 飛行前のアルコール検査を行う時期を機体に乗り込む直前ではなく飛行準備作業中に行うようにアルコール検査実施規則を改めた。
- ② 飛行前後のアルコール検査の実施を具体的に確認できるよう運航管理のチェックリストを改定した。
- ③ 出発準備完了確認(チェックリスト含む)の徹底や、すべての準備が完了するまではお客様を待たせることなどを従業員に徹底した。
- ④ 全従業員にアルコール検査の実施時期に関係する規則の改正を教育し、その内容が確実に付与されていることを確認するため効果測定を行った。

(3) アルコール検査の立ち会い者が明確に定められておらず、立ち会い者の責任の所在が不明確であった。

「原因調査」

- ① 事案発生当時、アルコール検査の立ち会いは慣例的に機長から依頼された者が行う手順となっていたため、機長が立ち会い者への依頼を失念すると他の者は気づかない体制にあった。
- ② 運航管理担当者がアルコール検査実施の記録を確認する体制になっていなかった。

「再発防止策」

- ① 飛行毎に運航管理担当者がアルコール検査の立ち会い者を明確に指示するように、チェックリストを改めた。
- ② 飛行毎に運航管理担当者がブリーフィング時にアルコール検査実施の記録を確認するように、チェックリストを改めた。
- ③ 運航管理担当者から指名されたアルコール検査立ち会い者は指定された時期にアルコール検査の実施を機長に確認するよう社内のアルコール検査実施規則を改めた。

(4) 会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが充分に行われていなかった。

「原因調査」

- ① 新しい制度として会社でアルコール検査を開始するに当たり、導入時期には制度の理解不足、規則や実施方法の勘違い、個々人の失念等は当然起こりえるものと想定し、その上でこれらの問題を未然に防ぐ手段を構築しておくべきであったが、運航部長をはじめ安全推進会議の各責任者がアルコール検査の重要性の認識が低かったため、社内のアルコール検査における問題点の抽出や改善の取り組みが充分に行われていなかったため。
- ② 他社での飲酒問題の頻発が社会問題化していても他人事として捉えていた。

「再発防止策」

- ① 会社の代表取締役が運航部長に対し航空機運航会社としての社会的責任について訓話した。
- ② 運航部長は全従業員に対し、「航空機の運航に携わるものは、乗客を乗せて他人の上を飛行しているという社会的責任を認識しなければならない」ということを教育で強調した。
- ③ 運航会社の運営は従業員一人一人の問題意識と改善への取り組みが重要であることから、安全ミーティング等での個々の意見や自社・他社でのヒヤリハット等を参考にアルコール教育時や会議等において問題点の抽出を行いSMSの改善への取り組みを行っていく。
- ④ 今回の報告書で策定した対策についての評価を今後の安全推進会議等で行っていく。

(5) その他に取った再発防止策

飛行間のアルコール検査や飛行先での目的地変更、離陸時刻の変更、天候の急変による計画の変更等を考慮すると、飛行時に検査機を常時携帯させる必要があることから、検査機器を追加購入し機長全員に貸与した。

以上